

マイセルフ品川プラン ～誰もが自分らしく～ (骨子案)

男女共同参画のための品川区行動計画（第5次）

品川区配偶者暴力対策基本計画

品川区女性活躍推進計画（新）

2019（平成31）年3月

品川区

第1章 計画の枠組み

1 計画策定の背景

(1) 計画の趣旨

品川区では、「男女共同参画のための第4次品川区行動計画」が2009（平成21）年10月に策定され、「行動」、「協働」、「推進」の3つの基本視点に立って、理念の実現と男女共同参画の促進に向けて取り組んできました。また、2011（平成23）年には、「品川区配偶者暴力対策基本計画」を策定し、2015（平成27）年4月には改訂を行い、配偶者暴力対策を体系的かつ総合的に進めてきました。

2018（平成30）年度をもって両計画の計画期間が終了となるため、施策の進捗状況はもとより、この間の「配偶者等からの暴力及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の一部改定および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定をはじめ、男女共同参画の実態や社会情勢の変化などにより生じた課題を踏まえ、「共生」、「行動」、「協働」、「推進」の4つの基本視点に立って、両計画と「品川区女性活躍推進計画」を一体化した「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」を策定します。

(2) 世界の動き

国際連合では、1975（昭和50）年を女性の地位向上のための「国際婦人年」と提唱しました。これを受けて同年開催された「国際婦人年世界会議」（メキシコシティ）では、「平等・開発・平和」を目標に「世界行動計画」が採択され、続く1976（昭和51）年からの10年を「国連婦人の10年」と位置づけ、国連を中心に男女平等の実現に向けた取り組みを展開してきました。

1979（昭和54）年には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」（日本も1985（昭和60）年に批准）が、1993（平成5）年には、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が国連総会で採択され、1995（平成7）年には「北京宣言及び行動綱領」が第4回世界女性会議（北京会議）で採択されました。

「北京宣言及び行動綱領」が採択されてから20年となる2015（平成27）年には、第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」）が開催されました。同年、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダの目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」において、17の目標のうちの1つとして、「ジェンダー平等を実現しよう」という目標が掲げられています。

近年では、2018（平成30）年の第62回国連女性の地位委員会で「農山漁村女性と女児のジェンダー平等及びエンパワーメント達成のための課題と機会」について議論され、「メディア及びICTへの女性の参加及びアクセス、それがもたらす影響、女性の地位向上及びエンパワーメントの手段としての活用」についてレビューを行いました。

また、世界経済フォーラム（World Economic Forum）は、経済、教育、保健、政治の4分野のデータから各国の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）を公表しており、2017（平成29）年には、日本は144か国中114位となっています。

(3) 国の動き

わが国においても、国際的な流れに対応して、男女共同参画基本計画の策定や女性の活躍や働き方改革に関する取組みに加え、法律の改正・制定などの様々な取組みが進められてきました。

①第4次男女共同参画基本計画の策定

1977（昭和52）年に最初の「国内行動計画」が策定され、その10年後の1987（昭和62）年には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

1996（平成8）年には「男女共同参画2000年プラン」、1999（平成11）年には「男女共同参画社会基本法」が成立し、2015（平成27）年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。「第4次男女共同参画基本計画」は、政策目的を明確化し効果的な推進を図るため、「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」、「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」、「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「Ⅳ 推進体制の整備・強化」という4つの政策領域を設け、取り組んでいます。

②「DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）」の改正

2013（平成25）年に改正され、法律婚または事実婚の配偶者（婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む）に加え、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法律が準用されることになりました。

③「ストーカー規正法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）」の改正

2013（平成25）年に改正され、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為を新たに規制対象としたほか、2016（平成28）年の改正では、インターネット上の付きまといを新たな規制対象に加え、罰則の強化、非親告罪化、禁

止命令等の制度の見直しなどを行いました。

④「リベンジポルノ被害防止法（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）」の制定

2014（平成26）年には、私的に撮影された性的な画像等を、撮影対象者の同意なくインターネットなどに公表する行為を規制する等の内容からなる「リベンジポルノ被害防止法」が制定されました。

⑤「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」の制定

女性の活躍の推進については、2014（平成26）年3月に「輝く女性応援会議」が設置されてから、同年10月には「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。そして、2015（平成27）年には、「女性活躍加速のための重点方針2015」が策定され、自らの意思によって職業生活を営み又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されて職業生活において活躍することを目指し、「女性活躍推進法」が10年の時限立法として制定されました。国・地方公共団体および従業員数が301人以上の民間事業主に女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析、事業主行動計画の策定などを義務付けています。なお、従業員数が300人以下の民間事業主は努力義務です。

⑥「働き方改革実行計画」の策定

働き方改革については、2016（平成28）年には、「働き方改革実現会議」が設置され、時間外労働の上限規制のあり方等をはじめとした内容が議論され、2017（平成29）年には、「働き方改革実行計画」が策定されました。「働き方改革実行計画」では、「長時間労働の是正」、「非正規雇用の処遇改善」、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」などの9つの分野について方向性が示されています。

⑦「男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）」の改正

2017（平成29）年に改正され、出産・妊娠を理由とする不利益取り扱いの禁止や上司や同僚からの妊娠・出産等に関する嫌がらせの防止措置を講ずることを義務付けました。

⑧「育児・介護休業法（育児休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）」の改正

2017（平成29）年に改正され、育児休業などの対象となる子の範囲が拡大されるとともに、介護休業の分割取得、介護休暇・子の看護休暇の半日単位の取得ができるようになりました。また、事業主に対し、育児休業などを理由とする上司や同僚からの嫌が

らせの防止措置を講ずることを義務付けました。さらに同年 10 月の改正では、子が 1 歳 6 か月以降も保育園に入れない場合は、育児休業期間を最長 2 歳まで再延長ができるようになるなどの内容が盛り込まれました。

⑨「刑法」の改正

2017（平成 29）年には、刑法の性犯罪規定が改正され、女性に限定されていた被害者に男性も含めるとともに強姦罪を強制性交等罪へと名称を変更、非親告罪化、法定刑の引き上げなどが行われました。

⑩「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定

2018（平成 30）年には、政治分野における男女共同参画の推進のため、国政・地方自治体議会の選挙において男女の候補者数ができる限り均等となることを目指した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されました。

(4) 東京都の動き

東京都では、すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、2000（平成 12）年に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、施策を推進しています。

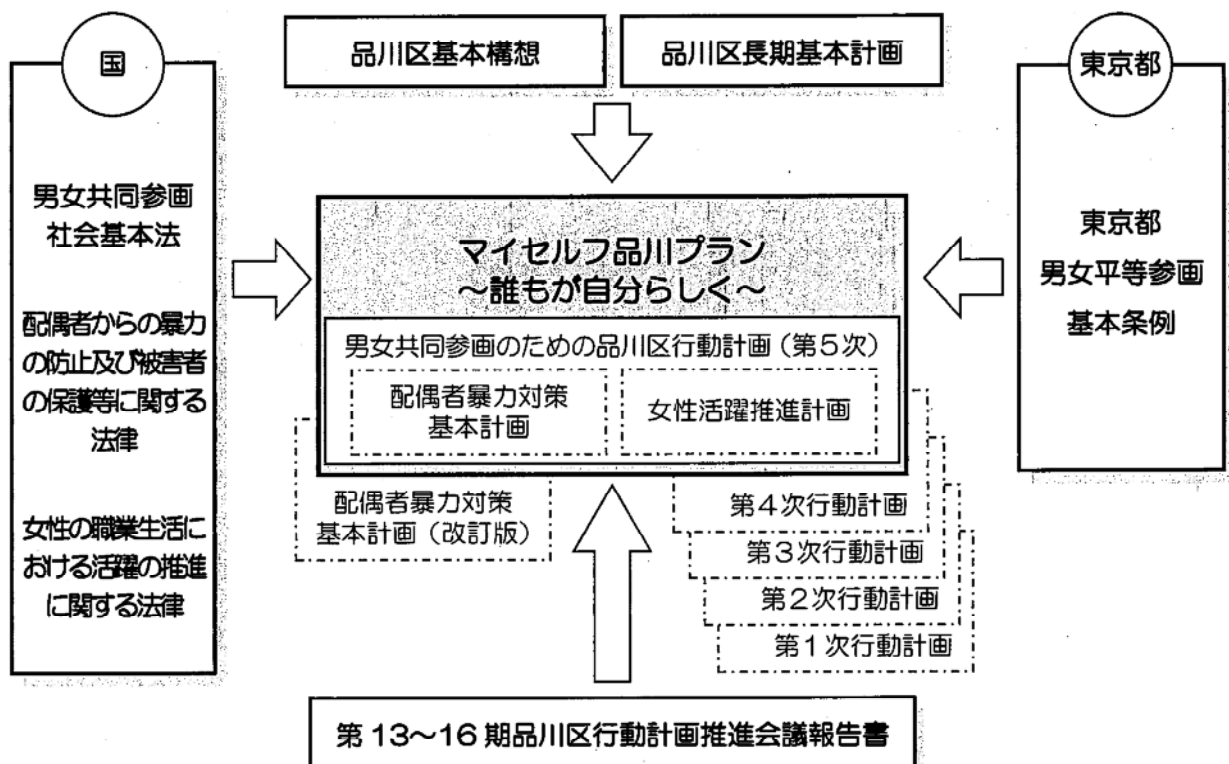
女性活躍の推進については、2016（平成 28）年に全国の自治体の中で初めて「東京都女性活躍推進白書」を策定しました。

行動計画については、1978（昭和 53）年に「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定以降、改定を重ねており、2017（平成 29）年に「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」の 2 計画から構成される「東京都男女平等参画推進総合計画」が策定されました。男女平等参画社会の実現に向けて、「東京都男女平等参画推進総合計画」においては、「働く場における女性に対する積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進」、「働き方の見直しや、男性の家庭生活への参画促進等を通じたライフ・ワーク・バランスの実現」、「地域社会とのかかわりを通じた働く場にとどまらない活動機会の拡大」、「男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組」を中心に取組んでいます。

(6) 計画の位置づけ

- ① 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第9条ならびに第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- ② 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」です。
- ③ 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」です。
- ④ 本計画は、「品川区基本構想」、「品川区長期基本計画」および関連する計画との整合性をもった計画です。
- ⑤ 本計画は、男女共同参画社会をめざす第1次から第4次の行動計画を継承した第5次行動計画であり、配偶者暴力対策基本計画と女性活躍推進計画を包含した計画です。
- ⑥ 本計画は、第13～16期品川区行動計画推進会議の報告を踏まえ策定した計画です。
- ⑦ 本計画の防災に関する内容は、特に第14期品川区行動計画推進会議「女性の力を生かした地域防災力の向上について」の報告を踏まえています。

■ 計画の位置づけ ■



(7) 計画の期間

計画の期間は、2019（平成31）年度から2028年度までの10年間です。計画は、概ね5年後に見直しを行います。

■ 計画の期間 ■

年度													
2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
								見直し					
男女共同参画のための 品川区行動計画(第4次) 2009(平成21)～2018(平成30)年度				マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～ 2019(平成31)～2028年度 (男女共同参画のための品川区行動計画(第5次) 品川区配偶者暴力対策基本計画 品川区女性活躍推進計画)									
品川区配偶者暴力対策 基本計画改訂版 2015(平成27)～2018(平成30)年度													

(8) 計画の策定体制

① マイセルフ品川プラン策定検討委員会

学識経験者や公募委員から構成された「マイセルフ品川プラン策定検討委員会」において本計画を検討しました。

② 品川区行動計画推進会議

学識経験者や公募委員から構成された「品川区行動計画推進会議」より報告のあった提言を踏まえて本計画を策定しました。

③ 区民意識調査、区内事業所状況調査の実施

区民や事業所、関係機関の男女共同参画等に関する意識・実態を把握するとともに、区の施策に対する要望等を総合的に把握するための「男女共同参画等に関する区民意識・事業所状況調査」を実施しました。

調査名	区民意識調査	区内事業所状況調査
調査対象	品川区内在住の満 18 歳以上 80 歳未満の区民 2,000 人 (住民基本台帳より層化二段無作為抽出法)	品川区内に単独事業所または本社、本店がある事業所 1,000 事業所 (経済センサスのリストより産業分類・従業者規模別に従業者数の占める割合で割付し無作為抽出)
調査方法	郵送配布・郵送回答法 (督促礼状 1 回送付)	郵送配布・郵送回答法 (督促礼状 1 回送付)
調査時期	平成 29 年 11 月 10 日 (金) ~ 11 月 27 日 (月)	平成 29 年 11 月 10 日 (金) ~ 11 月 27 日 (月)
有効回収数	842 (42.1%)	250 (25.0%)
調査項目	基本属性、男女平等・男女共同参画に関する意識、家事・子育て・介護、教育・啓発、ワーク・ライフ・バランス、人権、性的 (セクシュアル) マイノリティ、配偶者暴力・デートDV、区の施策、防災	事業所概要、女性の登用・雇用、ハラスメント対策、多様な働き方、ワーク・ライフ・バランスの取組み、性的 (セクシュアル) マイノリティへの配慮、独自の取組み、男女共同参画に関する制度、区の施策など

④ パブリックコメント

計画策定にあたり、パブリックコメントを実施します。

2

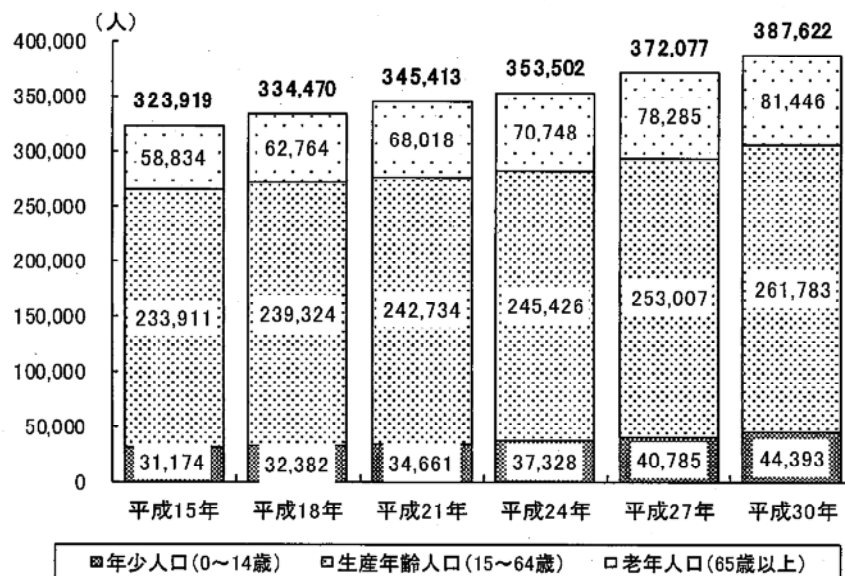
区の男女共同参画をとりまく現状

(1) 人口・世帯

①年齢3区分別人口

品川区の人口は、年々増加傾向にあり、2018（平成30）年には387,622人となっています。年齢3区分別の人口構成をみると、老年人口（65歳以上）は、2003（平成15）年の18.2%から2018（平成30）年には21.0%と2.8ポイント増加しています。年少人口（0～14歳）の割合は、2003（平成15）年以降、増加傾向にあります。

■ 年齢3区分別人口構成(品川区) ■



資料:住民基本台帳人口(各年1月1日現在)

■ 年齢3区分別人口構成比(品川区) ■

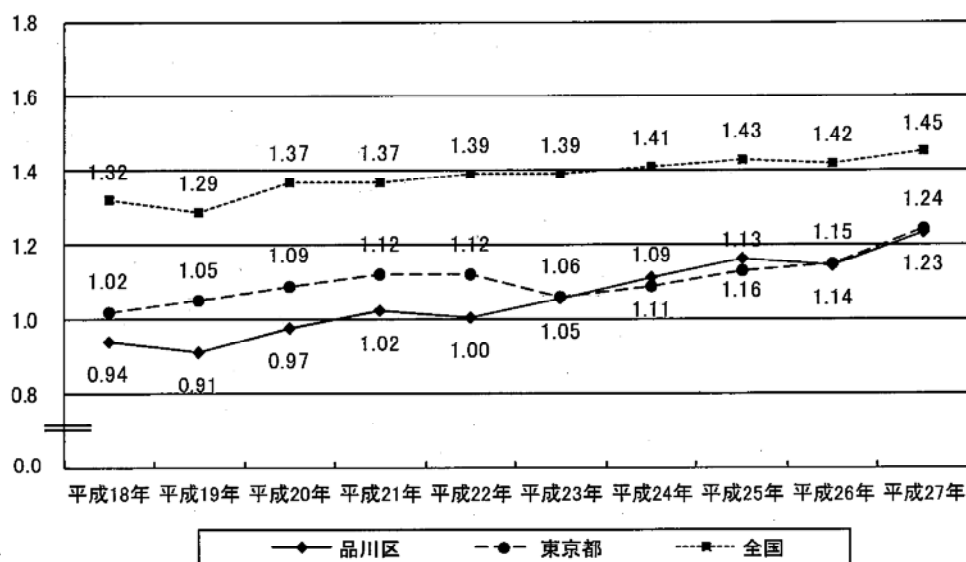
	(%)					
	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年
年少人口(0～14歳)	9.6	10.0	10.0	10.6	11.0	11.5
生産年齢人口(15～64歳)	72.2	73.9	70.3	69.4	68.0	67.5
老年人口(65歳以上)	18.2	19.4	19.7	20.0	21.0	21.0

資料:住民基本台帳人口(各年1月1日現在)

②合計特殊出生率

品川区の合計特殊出生率（1人の女性が一生に生む子どもの数）は、2006（平成18）年以降、2014（平成26）年まで1.0～1.1前後で推移しています。2015（平成27）年には、1.23と増加していますが、全国の平均を下回っています。

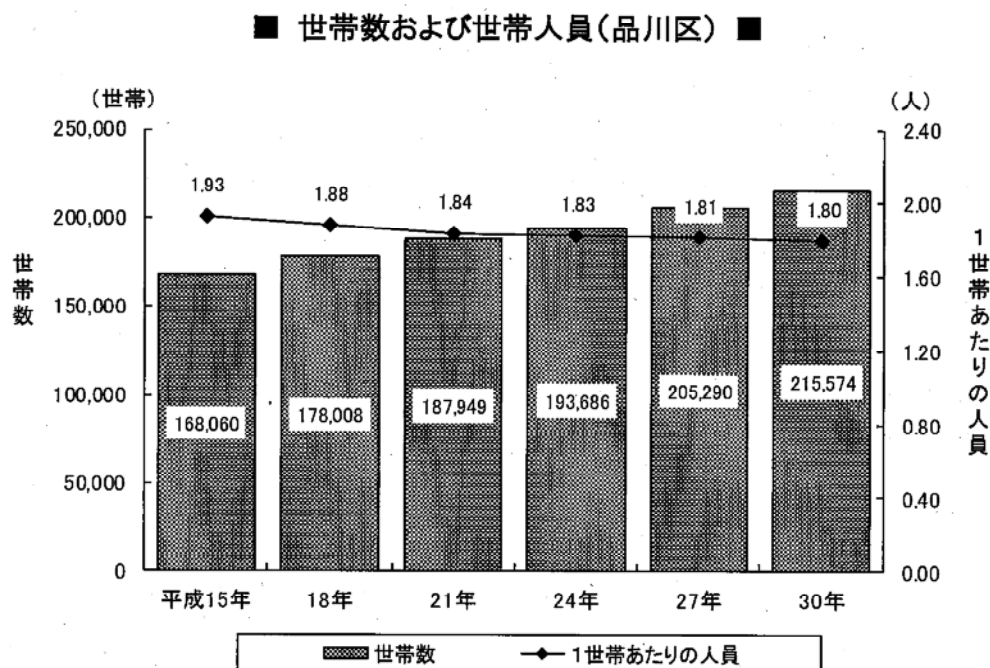
■ 合計特殊出生率の推移（全国、東京都、品川区） ■



資料：人口動態統計

(2) 世帯数および世帯人員

品川区では、年々、世帯数は増加しており、2018（平成 30）年には 215,574 世帯になっています。1 世帯あたりの人員は 2003（平成 15）年以降減少傾向にありますが、概ね 1.8 人前後を推移しています。

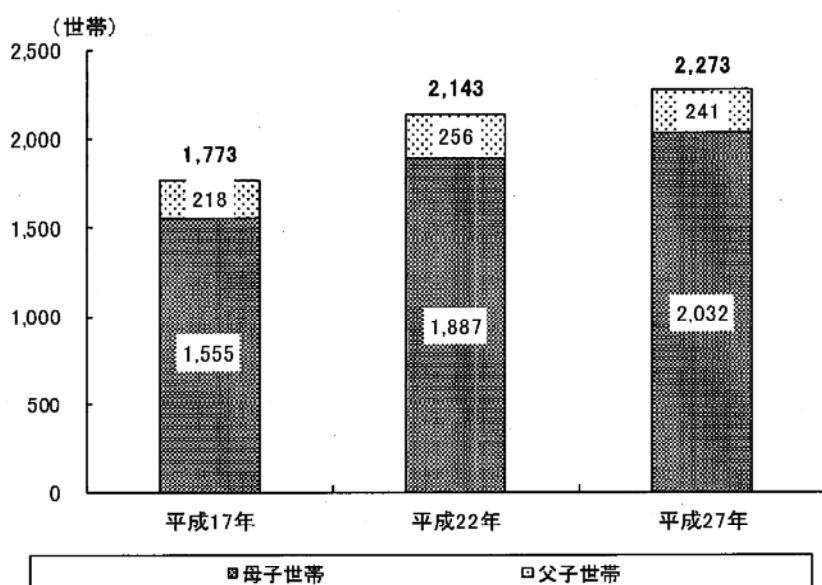


資料：住民基本台帳人口（各年1月1日現在）

(3) 母子世帯・父子世帯

品川区の母子世帯と父子世帯の合計世帯数は、増加傾向にあります。母子世帯数をみると、2005（平成 17）年から 2015（平成 27）年にかけて 477 世帯増え、2015（平成 27 年）には 2,000 世帯を超えています。父子世帯数は増減していますが、200 世帯以上となっています。

■ 母子世帯・父子世帯数(品川区) ■



資料:国勢調査(平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年)

※ 平成 22 年、平成 27 年は、「他の世帯員がいる世帯を含む」世帯数

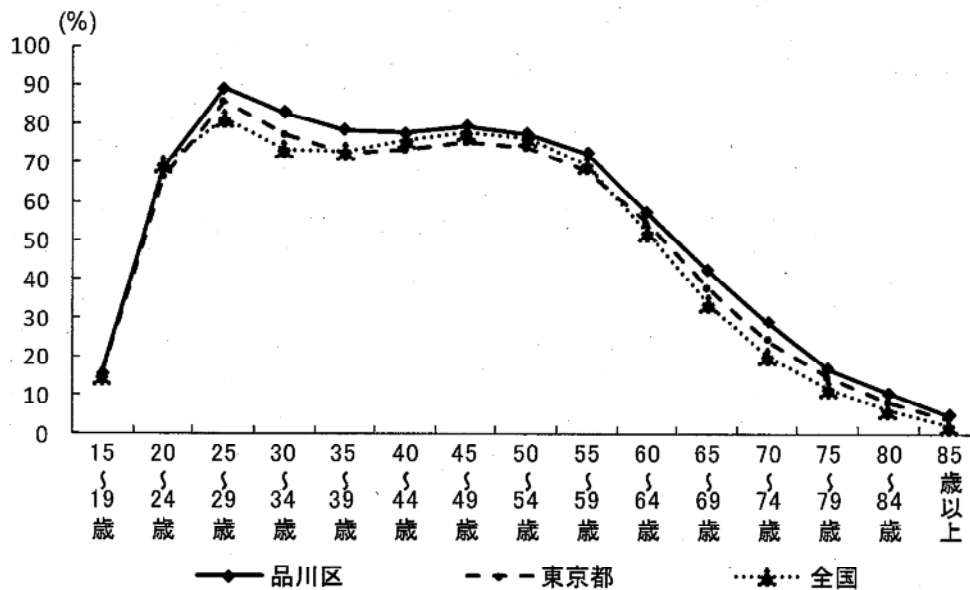
※ 母子世帯は、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯

父子世帯は、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯

(4) 女性の労働力率

品川区の 2015（平成 27）年の女性の労働力率を年齢階級別に全国、東京都と比較すると、全国や東京都よりも品川区の女性の労働力率は 25 歳以上で高くなっています。また、2010（平成 22）年と 2015（平成 27）年の品川区の女性の労働力率をみると、15～19 歳と 85 歳以上を除いたすべての年齢階級で 2010（平成 22）年よりも 2015（平成 27）年のほうが女性の労働力率は高くなっています。

■ 年齢階級別労働力率の推移（品川区、東京都、全国） ■

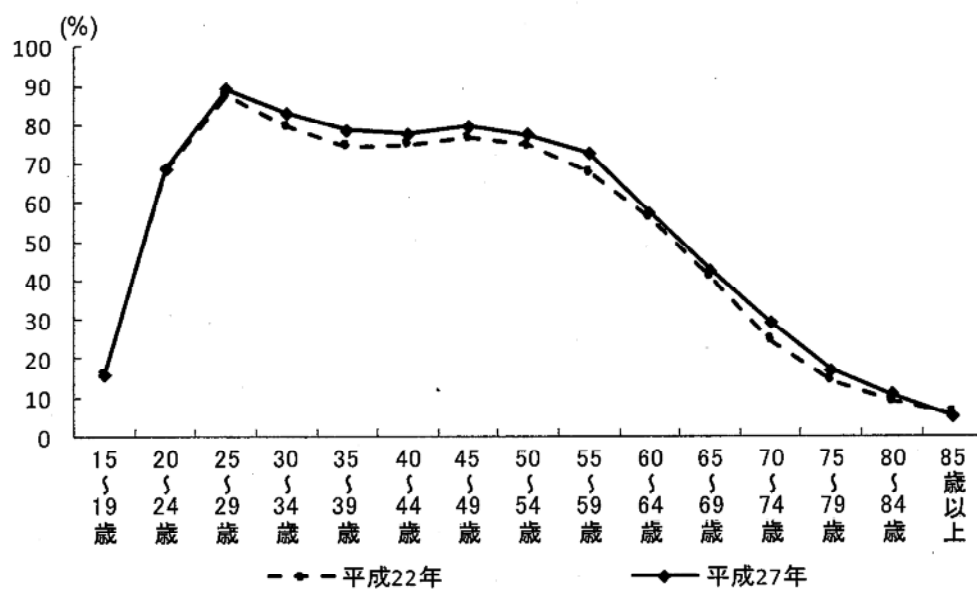


	品川区	東京都	全国
15～19歳	15.5	15.3	14.7
20～24歳	68.7	66.0	69.5
25～29歳	89.2	85.5	81.4
30～34歳	82.9	77.2	73.5
35～39歳	78.5	72.4	72.7
40～44歳	77.6	73.4	76.0
45～49歳	79.5	75.2	77.9
50～54歳	77.4	73.9	76.2
55～59歳	72.6	68.1	69.4
60～64歳	57.3	54.4	52.1
65～69歳	42.6	37.7	33.8
70～74歳	29.2	24.2	19.9
75～79歳	16.8	14.5	11.6
80～84歳	10.7	8.2	6.2
85歳以上	4.9	4.0	2.5

資料：国勢調査（平成 27 年）

※ 労働力率は、15 歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口（就業者+完全失業者）

■ 年齢階級別労働力率の推移(品川区) ■



	2010(平成22)年	2015(平成27)年
15～19歳	15.5	15.5
20～24歳	68.2	68.7
25～29歳	87.5	89.2
30～34歳	79.6	82.9
35～39歳	74.4	78.5
40～44歳	74.9	77.6
45～49歳	76.6	79.5
50～54歳	74.7	77.4
55～59歳	67.6	72.6
60～64歳	56.0	57.3
65～69歳	40.7	42.6
70～74歳	24.4	29.2
75～79歳	14.0	16.8
80～84歳	9.0	10.7
85歳以上	5.7	4.9

資料:国勢調査(平成22年、平成27年)

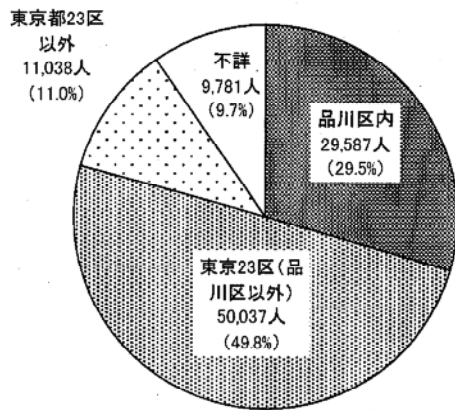
(5) 就業者の状況

品川区に常住している人の従業地をみると、男女ともに「東京 23 区(品川区以外)」が 50% 弱であり、「品川区内」の割合は男性で 29.5%、女性で 36.1%となっています。

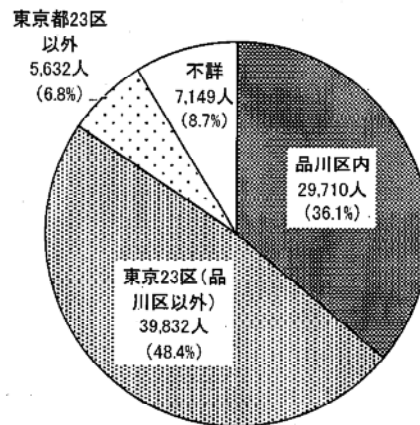
品川区で従業している人の常住地をみると、男性は「東京都 23 区以外 (56.6%)」が 50% を超えており、「品川区内」は 13.5% にとどまっています。女性は、「東京都 23 区以外 (35.7%)」、「東京 23 区 (品川区以外) (31.6%)」がいずれも 30% 台であり、「品川区内」は 26.0% となっています。

■ 品川区に常住する就業者の従業地 ■

男: 100,443 人



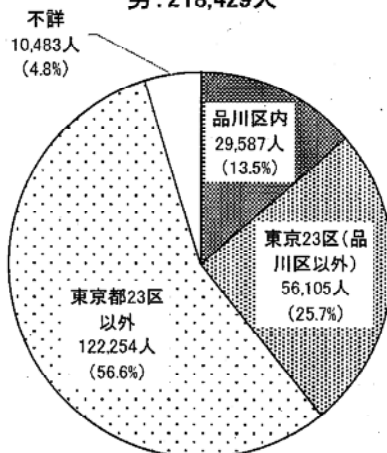
女: 82,323 人



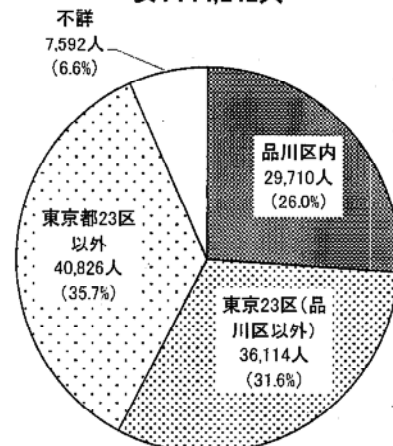
資料: 国勢調査(平成 27 年)

■ 品川区に従業する就業者の常住地 ■

男: 218,429 人



女: 114,242 人



資料: 国勢調査(平成 27 年)

(6) 区内事業所の状況

経済センサス基礎調査（平成 26 年 7 月 1 日）によると、品川区内の事業所数は 21,609 事業所であり、産業大分類別にみると、「卸売・小売業（22.6%）」が最も多く、「宿泊業、飲食サービス業（15.1%）」、「不動産業、物品賃貸業（12.2%）」が続いています。

また、品川区内の事業所で働く従業者数は 412,700 人であり、産業大分類別にみると、「卸売・小売業（21.1%）」が最も多く、「情報通信業（18.1%）」、「サービス業（他に分類されないもの）（9.1%）」、「製造業（8.9%）」が続いています。

■ 品川区内の事業所数・従業者数（産業大分類別） ■

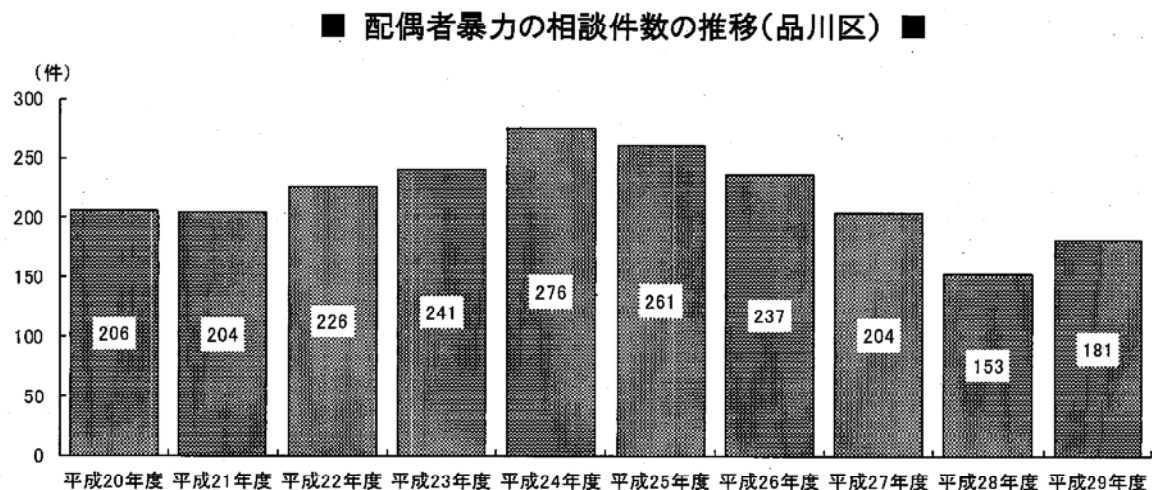
	事業所数		従業者数	
	事業所	割合	人	割合
農業・林業	7	0.0%	35	0.0%
漁業	1	0.0%	4	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0%	4	0.0%
建設業	1,192	5.5%	19,676	4.8%
製造業	1,785	8.3%	36,558	8.9%
電気・ガス・熱供給・水道業	20	0.1%	867	0.2%
情報通信業	824	3.8%	74,558	18.1%
運輸業、郵便業	602	2.8%	25,918	6.3%
卸売・小売業	4,876	22.6%	87,184	21.1%
金融業・保険業	359	1.7%	9,353	2.3%
不動産業、物品賃貸業	2,632	12.2%	12,061	2.9%
学術研究、専門・技術サービス業	1,143	5.3%	24,368	5.9%
宿泊業、飲食サービス業	3,253	15.1%	27,560	6.7%
生活関連サービス業、娯楽業	1,456	6.7%	17,804	4.3%
教育、学習支援業	531	2.5%	13,187	3.2%
医療、福祉	1,508	7.0%	21,081	5.1%
複合サービス業	52	0.2%	921	0.2%
サービス業（他に分類されないもの）	1,316	6.1%	37,544	9.1%
公務（他に分類されるものを除く）	51	0.2%	4,017	1.0%
総数	21,609	100.0%	412,700	100.0%

資料：経済センサス基礎調査、平成 26 年 7 月 1 日

(7) 配偶者暴力の相談等の現状

① 相談件数の推移

品川区の配偶者暴力の相談件数は2012(平成24)年度が276件で最も多く、2017(平成29)年度には181件となっています。

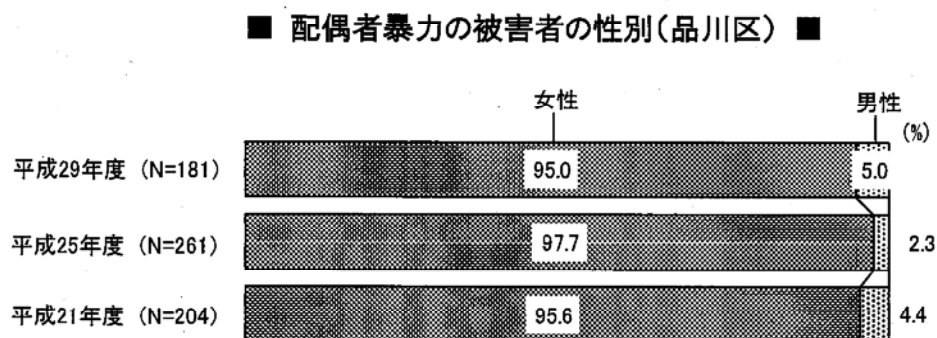


資料:品川区

② 相談件数の内訳

◆被害者の性別

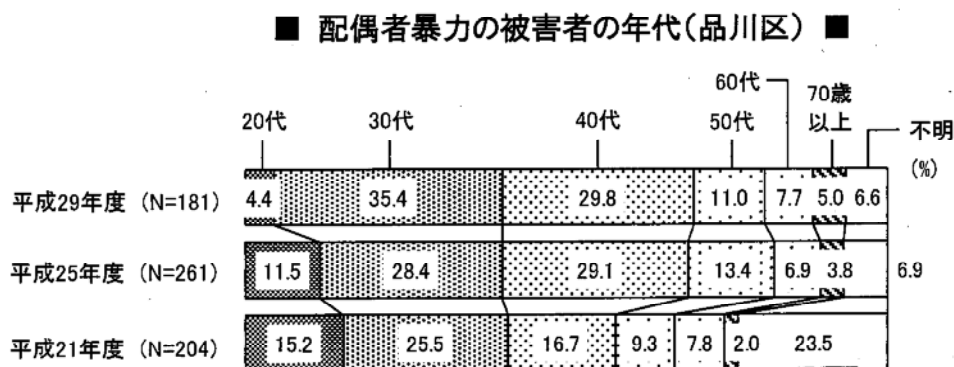
被害者の性別は、2017(平成29)年度は「女性」が95.0%、「男性」が5.0%となっており、2009(平成21)年度、2013(平成25)年度と比べ、男性の割合がわずかに高くなっています。



資料:品川区

◆被害者の年代

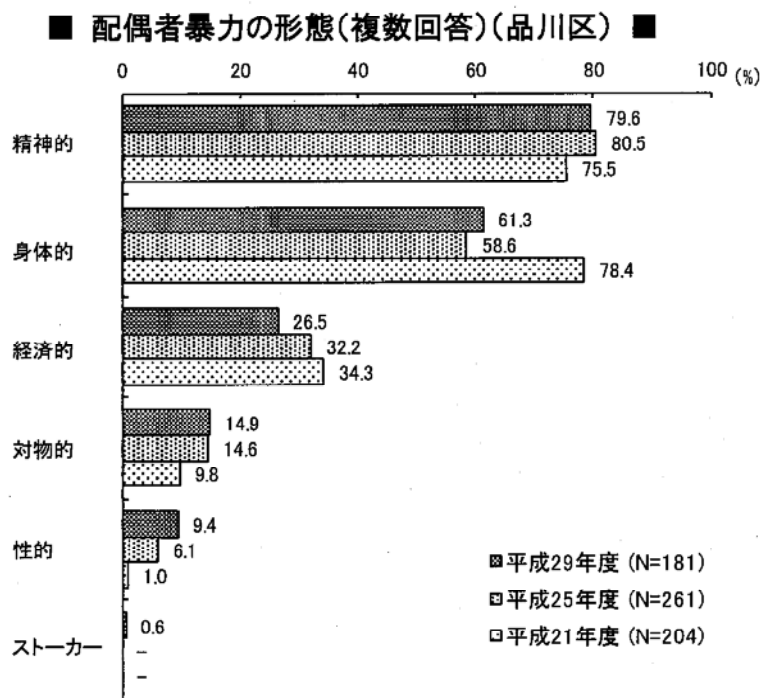
被害者の年代は、2017（平成 29）年度は「30 代（35.4%）」が最も多く、「40 代（29.8%）」が続いています。2009（平成 21）年度、2013（平成 25）年度と比べると、30 代、40 代の割合が高くなっています。



資料:品川区

◆暴力の形態

暴力の形態は、2017（平成 29）年度は「精神的（79.6%）」が約8割で最も多くなっています。2009（平成 21）年度、2013（平成 25）年度と比べると、暴力の形態は順位の入れ替わりはあるものの、「精神的」と「身体的」な暴力を受けている傾向は変わりありません。



資料:品川区

※ 平成 25 年度、平成 21 年度には、「ストーカー」については、取っていない。

◆被害者と加害者の関係

被害者と加害者の関係は、2017（平成 29）年度は「夫」が 87.8%となっており、元夫と「妻」が 4.4%、「内縁夫」が 1.7%と続いています。2009（平成 21）年度、2013（平成 25）年度と比べると、「夫」からの暴力が最も多いことに変わりありません。

■ 配偶者暴力の加害者（品川区） ■

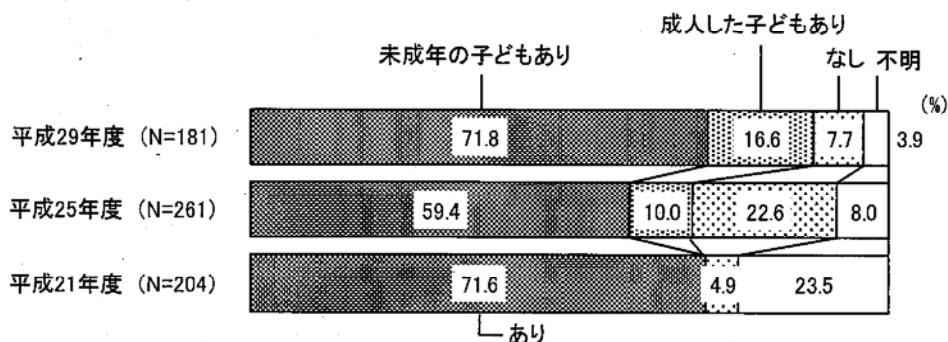
		夫	妻	元夫	元妻	内縁夫	内縁妻	恋人	元恋人	計
平成29年度	件数	159	8	8	1	3	0	2	0	181
	割合(%)	87.8	4.4	4.4	0.6	1.7	0.0	1.1	0.0	100.0
平成25年度	件数	224	5	4	0	16	0	5	7	261
	割合(%)	85.8	1.9	1.5	0.0	6.1	0.0	1.9	2.7	100.0
平成21年度	件数	167	4	6	0	15	2	6	4	204
	割合(%)	81.9	2.0	2.9	0.0	7.4	1.0	2.9	2.0	100.0

資料：品川区

◆子どもの有無

未成年の子どもがいる被害者の割合は、2017（平成 29）年度は約 7 割となっています。2013（平成 25）年度と比べると、未成年の子どもがいる割合が 10 ポイント程度高くなっています。

■ 被害者の子どもの有無（品川区） ■



資料：品川区

※平成 21 年度の「あり」では、子どもの年齢別(未成年・成人)統計はとっていないため不明。

3

品川区における取組みの方向

「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」では、第4次行動計画や配偶者暴力対策基本計画（改訂版）の成果を踏まえつつ、新たな社会情勢の変化に的確に対応していく必要があります。

これまでの区の実践を踏まえ、基本的人権の尊重に基づく男女共同参画社会を実現するにあたり、取組みの方向を以下の4点とします。

(1) 人権が尊重されるまち しながわの実現

「人権尊重都市品川宣言」の普及のため人権啓発講座の開催や男女平等啓発誌「マイセルフ」の発行などに取り組んでいます。また、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくし、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる差別意識の解消を図るために、教育の果たす役割が重要であるとの認識に立って、人権教育を推進しています。

今後は、人権尊重に関する啓発や人権教育等を引き続き行うとともに、一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現に向けて、セクシュアル・マイノリティの方、外国人などを含め多様な生き方について区民が理解を深めるための意識啓発や情報提供が求められています。

(2) あらゆる暴力の根絶

男女共同参画センターにおいては、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等に関する相談事業を実施しています。また、DV防止に向けた講座の開催に加え、DV、デートDV防止に向けた啓発パンフレット、パネル等を作成するとともに、配布や掲示等を通し情報提供を行っています。

今後は、暴力を未然に防止することはもとより、自立までの切れ目のない支援が必要となっています。また、若年層を対象とした性的な暴力が社会問題となっているため、防止に向けた対策が求められています。

(3) 女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和を推進する事業を区民や事業所に対して実施しており、大企業のみならず、中小企業に向けた事業を実施しています。また、女性の活躍を推進するために、講座の開催、就業体験を含んだ再就職支援、妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援、介護者への支援等を行っています。

今後は、仕事と生活の調和を推進する事業を企業に向けてさらに展開するとともに、誰もが働きやすい職場環境づくりなどに関する情報提供や働きかけが必要です。また、区民に対しては、働き続けるための制度や再就職支援などの情報提供が必要です。

(4) 男女共同参画のまちづくりの推進

これまで誰もが地域活動に参加しやすいよう、地域活動の参加に向けた講座の実施や地域における子育てボランティアの育成、地域での子育てや介護の支援体制の整備などを行ってきました。また、防災分野においては、避難行動要支援者の方を対象とする支援体制の構築に向けて取り組んでいます。

今後は、地域活動講座を引き続き実施するとともに、区が実施する講座、研修等における託児の充実、地域における子育てや介護の支援に関するネットワークの強化などが必要です。また、男女のみならずセクシュアル・マイノリティの方や高齢者、障がい者、外国人などを含めた多様な視点を反映した防災対策が求められています。

第2章 基本的考え方

1

基本理念

本計画は、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によってあらゆる分野に対等に参画できる、男女共同参画社会の実現を目的として策定するものです。

区民一人ひとりが、性別や国籍、人種、文化などの様々な違いにとらわれず、多様な生き方を互いに尊重しあい、自分らしい生き方とライフスタイルをめざすことが、最も重要な視点になると考えます。

また、少子・高齢社会が進むなかで、互いに支えあう地域社会をつくるためには、区民、町会・自治会、企業、NPO・ボランティア団体、区などがそれぞれに主体性を発揮し、連携・協力していくことも大切です。

本計画では、家庭、地域、職場、学校のすみずみにまで男女共同参画の視点を浸透させ、これにより、多様な状況にある区民が性別にかかわらず、能力と個性を発揮して互いに支えあう地域社会をつくることを基本理念として定めます。

■ 基本理念 ■

**区民一人ひとりが、互いに人権を尊重し、
多様な生き方に配慮しつつ、責任を分かち合い、
能力と個性を発揮して、誰もが自分らしく、
いきいきと安心して暮らせる男女共同参画社会の実現**

2 基本視点

品川区では、基本理念を実現していくために、次の4つの基本視点に立って本計画を推進していきます。

◆共生

区は、区民一人ひとりが、性別、国籍、人種、文化などの様々な違いを互いに尊重し、認め合いながら、多様な人びとが共生できるような環境づくりに取り組んでいきます。

◆行動

区民一人ひとりが、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる場面において男女共同参画の理念に基づき、意識や慣行を見直し、男女共同参画社会の実現に向けて行動します。

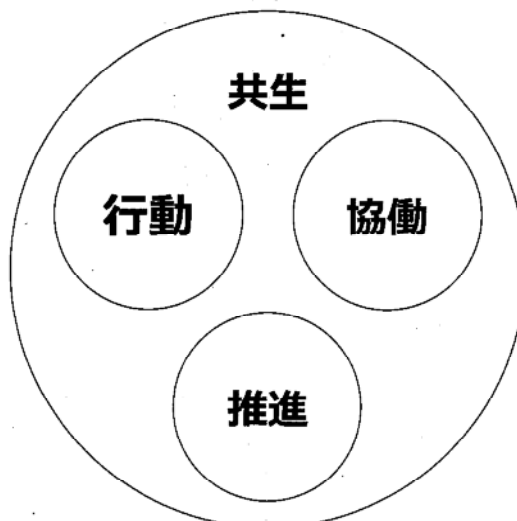
◆協働

男女共同参画の施策の実施にあたっては、区と区民、企業、NPO・ボランティア団体などがそれぞれ主体となって、協働していきます。

◆推進

行動計画の推進にあたっては、進捗状況の調査とその評価を実施しながら推進します。

■ 基本視点 ■



(1) 人権が尊重されるまち しながわの実現

男女が互いにその人権を尊重し、多様性を認め合い、性別にとらわれることなく対等な立場で能力と個性を発揮することは、男女共同参画社会の実現に向けた重要な目標です。区民生活のあらゆる場面で従来の慣行を見直し、一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方ができる社会をめざした意識啓発や情報提供等を行います。

(2) あらゆる暴力の根絶

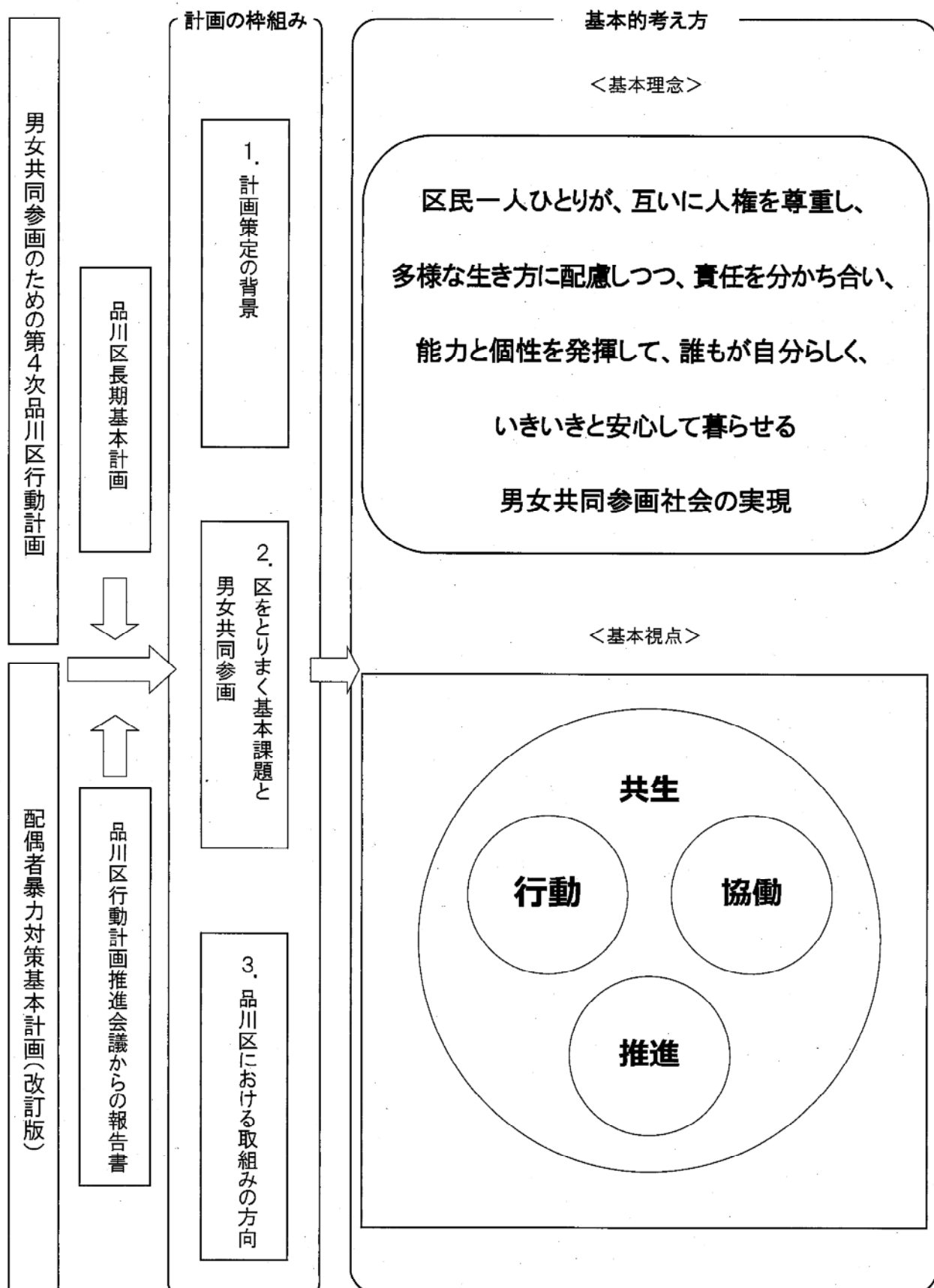
配偶者暴力やストーカー行為、性暴力等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。被害を未然に防ぐためには、配偶者暴力やストーカー行為等の防止に向けた普及啓発、早期発見が重要であり、被害者の支援にあたっては、相談から保護、自立まで、被害者一人ひとりの状況に応じた切れ目のない総合的な支援を行うことが求められています。あらゆる暴力は人権侵害であるという認識に立ち、なかでも女性に対する暴力を根絶するための施策を充実します。

(3) 女性の活躍と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女共同参画社会の実現に向けては、男女がともに、仕事と家庭、地域、余暇や自己啓発など様々な分野においてバランスよく活動できることが重要です。働きたい女性が社会的なキャリアを育みつつ、働きつつけられるように、子育てや介護などの支援を充実するとともに、とくに男性が従来の仕事中心のライフスタイルから、仕事、家庭生活、地域生活等のバランスがとれたライフスタイルへの転換が図れるように、事業者とも協働して施策を推進していきます。

(4) 男女共同参画のまちづくりの推進

男女共同参画社会の実現に向けては、地域活動や防災などの様々な分野において男女がともに参加し、多様な視点が反映されたまちづくりが重要です。地域活動や防災分野を含め、政策や方針の決定過程に女性が今まで以上に参画できるようなくみづくりを進めるとともに、人材の育成と発掘などを積極的に行います。



基本目標と施策

【男女共同参画のための品川区行動計画(第5次)】

基本目標Ⅰ 人権が尊重されるまち しがわの実現

1. 男女平等意識の教育と啓発
2. セクシュアル・マイノリティへの理解促進と支援(新)
3. 生涯を通じた健康づくりの支援
4. 共生社会の理解促進と支援(新)

基本目標Ⅱ あらゆる暴力の根絶【品川区配偶者暴力対策基本計画】

1. 配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見
2. 配偶者等からの暴力被害者の立場に立った相談の充実と支援体制の整備
3. セクシュアル・ハラスメントの防止
4. 性暴力の防止
5. 区の体制整備および関係機関等との連携

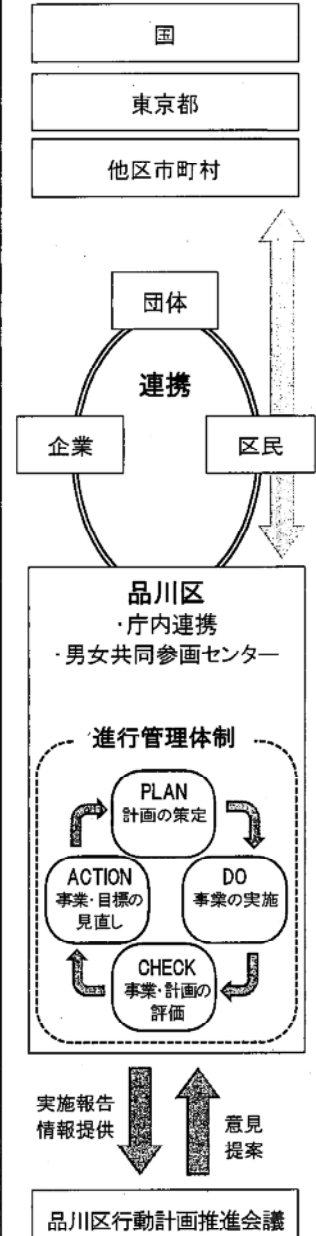
基本目標Ⅲ 女性の活躍と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進【品川区女性活躍推進計画】(新)

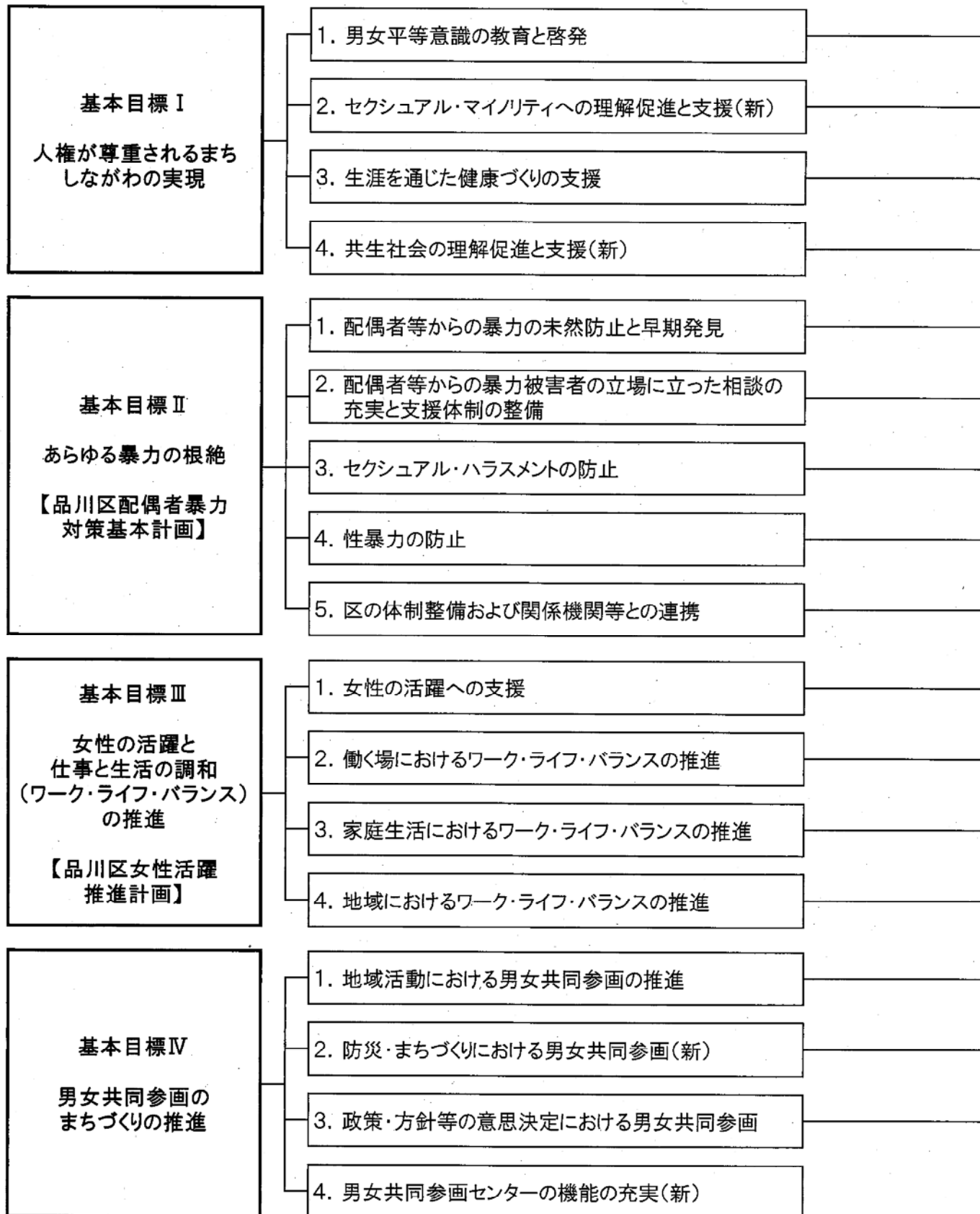
1. 女性の活躍への支援
2. 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
3. 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進
4. 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標Ⅳ 男女共同参画のまちづくりの推進

1. 地域活動における男女共同参画の推進
2. 防災・まちづくりにおける男女共同参画(新)
3. 政策・方針等の意思決定における男女共同参画
4. 男女共同参画センターの機能の充実(新)

計画の推進





(1)男女平等意識の教育と啓発 (3)メディアにおける人権の尊重	(2)男女平等教育の推進
(1)★セクシュアル・マイノリティへの配慮に向けた教育と啓発 (2)★セクシュアル・マイノリティへの支援	
(1)年代や性差に応じた健康づくりの支援 (2)こころの健康づくりの支援	
(1)共生社会の理解促進に向けた取り組み (2)外国人に開かれた地域社会をつくるための取り組み	
(1)暴力防止に向けた啓発活動の推進 (3)早期発見への取り組み	(2)★若年層に向けた意識啓発と教育の推進
(1)相談機能の充実 (3)自立に向けた支援体制の整備	(2)安全確保に向けた体制の整備 (4)子どもへの支援体制の整備
(1)セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発 (2)相談の充実	
(1)性暴力防止のための啓発 (2)相談の充実	
(1)区の体制の整備と施策の推進 (2)関係機関との連携の推進	
(1)就労の支援 (3)働きやすい職場環境づくり	(2)起業・創業の支援 (4)ワーク・ライフ・バランスの普及
(1)★企業等への働きかけ	
(1)子育てをしやすい環境づくり (3)ひとり親家庭への支援	(2)男女がともに子育てをするための支援 (4)高齢者・障害者とその家族への支援
(1)地域における子育て・介護等の支援体制の整備	
(1)地域活動における男女共同参画の推進 (2)地域活動に参加しやすい環境づくり	
(1)★防災分野における多様な視点の反映 (2)まちづくりにおける女性の参画の拡大	
(1)審議会等への男女共同参画 (2)区役所における男女共同参画推進体制の充実	